



発行 東京都

目次

47

雑報

- 東京都職員共済組合定款の一部変更……………
……………（東京都職員共済組合）…一
- 東京都職員共済組合の組合会議員等の旅費等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都職員共済組合処務規程の一部を改正する規程……………（同）…三
- 東京都職員共済組合災害対策本部規程を廃止する規程……………（同）…三
- 東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程……………（同）…三
- 東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程……………（同）…三

雑報

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。
令和八年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

東京都職員共済組合定款の一部変更について

東京都職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日公

告）の一部を次のように変更する。
第四十五条第一項の表を次のように改める。



組合員の種別	標準報酬の月額及び標準報酬 期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準報酬 期末手当等の額と負担金との割合		
	短期分	介護分	子ども・子育て支援分	短期分	介護分	子ども・子育て支援分
一般組合員 短期組合員 知事組合員 特定消防組合員	一、〇〇〇分の四十六・三	一、〇〇〇分の九・三二	一、〇〇〇分の二・二五	一、〇〇〇分の四十六・三	一、〇〇〇分の九・三二	一、〇〇〇分の二・二五
長期組合員 後期高齢者等短期組合員 知事長期組合員	一、〇〇〇分の三・二二			一、〇〇〇分の三・二二		
船員一般組合員 船員短期組合員	一、〇〇〇分の四十四・六	一、〇〇〇分の九・三一	一、〇〇〇分の二・二五	一、〇〇〇分の四十七・九	一、〇〇〇分の九・三二	一、〇〇〇分の二・二五
						福祉 事業

第四十五条の二中「(介護納付金)の下に「及び子ども

・子育て支援納付金」を加え、「十八・六四を乗じて得た額と」の下に「し、子ども・子育て支援納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定

款で定める額は、同号に規定する標準報酬の月額に千分の二・三を乗じて得た額と」を加える。

第四十七条の二第一号中「千六百五十八円」を「千九百八十九円」に改め、同条第二号中「二千八百十六円」を

「二千七百九十三円」に改め、同条第三号中「二千二百九十九円」を「二千七百七十九円」に改める。

附則第十八項の表中「二千二百十九円」を「二千七百七十九円」に、「二百八十二円」を「二百八十円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この変更は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和七年四月一日前に退職し任意継続組合員になった者の標準報酬の月額の算定方法については、変更後の第四十五条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東京都職員共済組合の組合会議員等の旅費等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

●東京都職員共済組合規則第一号

東京都職員共済組合の組合会議員等の旅費等に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合の組合会議員等の旅費等に関する規則（昭和五十四年東京都職員共済組合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項ただし書中「二千六百元」を「七千円」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合処務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 栗岡祥一

●東京都職員共済組合規程第一号

東京都職員共済組合処務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合処務規程（昭和三十七年東京都職員共済組合規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「企画担当課長」の下に「及び資金運用担当課長」を加える。

第五条第四項中「その他担当課長」の下に「（資金運用担当課長を除く。）」を加え、「以下同じ。」を削り、「うちから」の下に「、資金運用担当課長は、東京都職員共済組合の職員に関する規程（平成七年東京都職員共済組合規程第八号）第七号第一項により採用した職員のうちから、それぞれ」を加える。

第九条第一項中「課長」の下に「（企画担当課長その他担当課長を含む。以下この条から第十二条までにおいて同

じ。）」を加える。

第十三条中「、課長」の下に「（企画担当課長その他担当課長（資金運用担当課長を除く。）を含む。以下同じ。）」を加える。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合災害対策本部規程を廃止する規程を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 栗岡祥一

●東京都職員共済組合規程第二号

東京都職員共済組合災害対策本部規程を廃止する規程

東京都職員共済組合災害対策本部規程（昭和三十九年東京都職員共済組合規程第二号）は、廃止する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 栗岡祥一

●東京都職員共済組合規程第三号

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合の職員に関する規程（平成七年東京都職員共済組合規程第八号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（任期を定めた採用）

第七条の二 理事長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、前条の規定にかかわらず、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 前項の規定により任期を定めて採用された職員に関しては、この規程に定めるもの及び別段の定めがあるものを除き、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）第二条第一項の規定により任期を定められた職員の例による。

第八条中「六月間」の下に「（第七条の二第一項の規定により一年以下の任期を定めて採用した職員については三月間）」を加える。

第十条第一項中「の適用」を「又は任期付職員採用条例の適用」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

●東京都職員共済組合規程第四号

東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合契約事務規程(平成五年東京都職員共済組合規程第十号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第三項及び第四項を次のように改める。

3 検査員は、材料検査を完了した場合において、仕様書、設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に適合しない材料があるときは、契約者に必要な指示を行うものとする。

4 検査員は、検査に当たって、必要があるときは事務局長(第七十八条第一項第二号に規定する委任検査にあつてはそれぞれの所長(シティ・ホール診療所においては事務局長。以下同じ。))の承認を得て破壊又は分解をして検査を行うものとする。

5 検査員は、第七十六条の四の規定により試験研究機関の理化学試験を必要とするものについては、その試験結果を待ち、据付け、試用その他の処置を必要とするものについては、その結果を待つて検査の判定をしなければならない。

6 検査員は、第二項の材料検査を、東京都検査事務規程(昭和四十三年東京都訓令甲第七十五号)第二十四条により東京都財務局長が定める材料検査の実施基準に基づき、試験、確認その他の方法により行うものとする。第七十六条の次に次の四条を加える。

(抽出検査)

第七十六条の二 検査員は、納入された物品が多量であるため、その全部を検査することが困難である場合において、その種類及び規格が同一であるときは、納入された物品の一部を抽出して検査することにより、全部の物品の検査結果を判定することができる。

(店頭検査)

第七十六条の三 物品の納入場所が数か所以上にわたり、又は遠隔地であるため、納入場所において検査を行うことが困難な場合における物品の買入契約に係る検査については、給付の完了前に契約者の店舗、営業所その他これらに類する場所において、これを行うことができる。

2 検査員は、前項の場合において、検査に合格した物品について打刻又は封印その他の方法によりその旨を表示しておくなければならない。(理化学試験)

第七十六条の四 検査員は、仕様書に記載されたところに、より、検査のため理化学試験を行う必要があるときは、契約者をして、試験研究機関の試験を受けさせなければならない。

2 検査員は、検査の実施に当たり特に理化学試験を行う必要があると認めるときは事務局長(第七十八条第一項第二号に規定する委任検査にあつてはそれぞれの所長)の承認を得て契約者をして、試験研究機関の試験を受けさせなければならない。

第七十六条の五 前条の規定により理化学試験を行うときは、検査員は契約者の立会いの上、供試料を採取して試験研究機関に送付しなければならない。

2 検査員は、前項の規定により採取した供試料について打刻又は封印しておくなければならない。

3 試験研究機関から供試料の補充の請求を受けたときは、前二項の規定に準じて供試料を採取して補充しなければならない。

第七十九条中「の、」を「(第七十八条第一項第二号に規定する)」に改め、「(シティ・ホール診療所においては事務局長。以下同じ。)」を削る。

第八十条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 検査員は、適正な検査を実施するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第八十条の次に次の二条を加える。

(検査員の職務執行の回避の申出等)

第八十条の二 検査員は検査を命じられた場合において、当該検査に係る契約者と親族関係にあるときその他検査の公正を妨げる事情があると認めるときは、職務の執行を回避すべき旨を事務局長に申し出なければならない。

2 事務局長は、検査員から前項の申出があつたときは、申出に係る事情を調査し、必要な措置を講じなければならない。

(検査手続の更新)

第八十条の三 検査開始後、検査結果の判定前に検査員の変更があつたときは、検査手続を更新しなければならない。ただし、変更後の検査員が検査手続を更新する必要

がないと認めて事務局長（第七十八条第一項第二号に規定する委任検査にあつてはそれぞれの所長）の承認を得たときは、この限りでない。

第八十五条第一項中「、検査」の下に「（材料検査を除く。次条において同じ。）」を、「ときは、」の下に「原則として、」を、「場所を」の下に「書面その他の方法により」を加える。

第八十六条第一項中「区分により」の下に「書面その他の方法により通知して」を加える。

第八十九条第一項中「により不合格と判定した」を「を行った」に改め、同条第四項を削る。

第八十九条の次に次の一条を加える。

（検査合格の表示及び不合格品の引取り）

第九十条 検査員は、物品の買入に係る検査を完了したときは、合格品と不合格品とを区別し、合格品には合格の表示を行い、不合格品は契約者に速やかに引き取らせなければならない。

別紙第十六号様式から別紙第二十二号様式までの規定中「合格」及び「不合格」を削る。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

